

# 深圳産業政策交流会

## 議事次第

◆ 時間：2019年3月21日（木）14：30～16：40（14：00から受付）

◆ 場所：深圳市民中心 B区 多功能庁

◆ 主催：深圳市商務局

深圳市人民政府外事弁公室

◆ 協力：在広州日本国総領事館

日本貿易振興機構（ジェトロ）広州事務所

◆ 次第：

（司会者：深圳市商務局 左敏 ※逐次通訳）

14：00～14：30 受付

14：30～14：40 深圳市人民政府 王立新副市長よりご挨拶

14：40～14：50 在広州日本国総領事館 石塚英樹総領事よりご挨拶

14：50～16：30 質疑応答・意見交換

（司会：日本貿易振興機構広州事務所 清水顕司所長）

16：30～16：35 在広州日本国総領事館 石塚英樹総領事より総括

16：35～16：40 深圳市商務局 張非夢副局長より総括挨拶

---

### 一. 市場質量監督管理局

#### 1.【知的財産権の保護対策】

<背景・課題>

知的財産権に関し、模倣品対策について近年、官民一体での水際作戦などを行って、積極的に市場から無くす取組をされていると聞いている。

### <要望・質問>

政府として把握している模倣品の過去・現在の市場規模、並びに今後のその対策予算費用、そして、今後の目標としている数値などがあれば教授頂きたい。

### <回答>

2017年、当局は知的財産権侵害案件 896 件を摘発し、罰金・没収金は 574 万 3,600 万元となった。うち商標権に関する案件が 558 件だった。2018 年は、知的財産権侵害案件 1,224 件を摘発し、罰金・没収金は 624 万 3,500 万元となった。うち商標権に関する案件が 774 件だった。商標権侵害に関し「発生源にさかのぼる」「浄化」などの特別行動を展開した。

模倣品取り締まりに関する政府予算は知的財産権監督・管理業務予算の中に組み込まれており、具体的な金額を提示することはできない。2018 年 12 月 27 日、深圳市は「深圳経済特区知的財産権保護条例」を發布し、知的財産権保護システムを整備し、保護の効果を向上させるなど、知的財産権保護にさらに力を入れている。本条例の發布は深圳市が厳格な知的財産権保護を実施するにあたり、法律面での制度保証となっている。

模倣品取り締まりについては、行政手段と司法手段がある。当局は行政手段による摘発を担当している。行政手段は三快(行動、証拠保全、抑止の 3 つが早い)という特徴がある。今後も日本企業を含めた外国企業を国内企業同様に保護する。

---

## 二. 人力資源・社会保障局

### **2.【社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定について】**

#### <背景・課題>

日中両国からそれぞれの相手国に派遣される企業駐在員等について、日中双方の年金制度に二重に加入を義務付けられる問題が生じている。2018 年 5 月に日中両国政府は「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」(略称「日・中社会保障協定」)に署名した。日・中社会保障協定は、このような問題を解決することを目的としており、この協定が効力を生ずれば、派遣期間が 5 年以内の日本人駐在員は、原則として、日本の年金制度にのみ加入することとなる。

#### <要望・質問>

- (1)「日・中社会保障協定」について、中国側の国内手続きはいつ完了する見込みか？
- (2)同協定に「中国で就労する日本人の職工基本養老保険の納付義務を免除する」と規定されているが、その他の保険(医療、失業、労災、生育など)は納付する必要があるか。
- (3)同協定が発効したら、日本人駐在員が納付した基本養老保険料は戻ってくるか。

#### <回答>

養老保険については「日中社会保障協定」第十九条に「両締約国は、この協定の効力発生のために必要な国内法上の手続の完了を通知する外交上の公文を交換する。この協定は、当該公文を交換した月の後四箇月目の月の初日に効力を生ずる」とされている。人的資源・社会保障部養老司による、と 2019 年 3 月 1 日時点で公文は交換されておらず、具体的な交換時期も未定である。

協定が実施されたのち、深圳市で社会保険に加入している日本国籍の者は、出国時もしくは出国後に書面で職工基本養老保険の終了を申請することができる。申請により、当市の社会保険機構は養老保険の個人納付分について元本と利息を本人に返還する。医療、生育、労災などその他の社会保険については当市の規定により正常に納付される。

### 三. 教育局、国家稅務總局深圳市稅務局

#### 3.【外国人子女の入学、外国人の納税について】

##### <要望・質問>

(1)外国人は中国人同様に社会保険に加入し、個人所得稅を支払っているにも関わらず、受けられる恩恵に差がある。例えば、外国人は転職し市を跨いだ場合、社会保険は一旦生産する必要があり継続することができない。子女が中国の公立学校に通えない(配偶者が中国人で子女の語学に問題がなくても)。私学に行く場合の、政府の関連手当がもらえない等の問題がある。是正出来ないか。

(2)2019 年から実施の個人所得稅改革で、居住者については一定の所得までは稅率が引き下げられ、子女教育費、医療費、住宅ローン金利、高齢者扶養支出などについて「特定付加項目控除」が新設されるなど、多くの中国人納稅者にとって減稅を実感できるものとなっている。一方で、居住者であっても外国人にとっては、住宅ローン金利や高齢者扶養支出といった控除の対象となることは少なく、月収でも減稅となる水準よりも高い収入を得ている場合も多く、減稅効果を感じにくい。

深セン市で独自の外国人の生活コスト削減策を実施していただくことは出来ないか？また、中央政府に対し外国人も利用できるような控除を増やしてもらうように、働きかけてもらうことは出来ないか？

##### <回答>

(1)

一、「中華人民共和國義務教育法」第四条および「深圳市非深圳戶籍人子女義務教育管理便法」第五条により、当市の義務教育に関する保障対象は中国国籍を有し、かつ当市の義務教育就学条件に適した児童に限られる。外国籍人員の子女は含まれない。

二、現在、当市の義務教育公立学校の生徒枠は不足しており、すべての条件を満たした、当市の居住証を持つ中国籍の就学年齢児童の入学需要を満たすことができていない。毎年、新入学生徒の多くが民営学校で就学する必要が生じている。そのため、外国籍の児童は公立学校に入学することは難しい。

三、「人材優先発展の促進に関する若干の措置」(深発〔2016〕9 号)第十三条、「深圳市ハイレベル専門人材の子女入学の解決方法の通知」(深人社発〔2014〕97 号)で、条件を満たす企業従業員(外国籍を含む)は、当市の人材政策に基づきハイレベル人材資格証明の手続きをすることができる。その子女はハイレベル人材の子女就学優遇政策を受けることができ、公立学校の入学申請をすることができる。

(2)

2019 年 1 月 1 日から実施されている新個人所得稅法は、総合所得基本費用控除を拡大するという基礎の上に、個人の支出の違いを考慮し、6 項目の特別付加控除を新設した。

同時に、政策の安定性と継続性を維持するため、「財政部・稅務總局による個人所得稅法改正後の、関連する優遇政策との連結問題に関する通知」(財稅〔2018〕164 号)に「2019 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの期間、外国籍個人で条件を満たす住民は、個人所得稅特別付加控除の利用を選択することができる」と規定されている。

また「財政部・国家稅務總局の個人所得稅に関する若干の政策問題」(財稅字〔1994〕20 号)、

「国家税務総局の外国籍個人の個人所得税の補助・減免の執行問題に関する通知（国税発〔1997〕54号）、「政部・国家税務総局の外国籍個人の香港・マカオ地域での住宅取得等に関する個人所得税の補助・減免に関する通知」（財税〔2004〕29号）の規定により、住宅補助、語学学習費用、子女教育費などについて補助・免税などの優遇が受けられる。ただし、これらの制度を同時に利用することはできない。外国籍個人はいずれかを選択後、同一納税年度内の変更はできない。一般的に外国人にとって、特定付加控除を利用するよりも、後者を利用したほうが控除率が高くなる。

税金に関する立法権は全国人民代表大会が有しており、「中華人民共和国税収徴収管理法」の規定により、税の徴収開始および停止、減税、免税、還付、税補助などは法律の規定に基づいて行われる。法律により国務院に授権されたものは、国務院が制定する行政法規により執行される。

いかなる機関、組織、個人も法律・行政法規の規範に違反し、勝手に税の徴収開始、停止および減税、免税、還付、税補助、その他法律・行政法規に抵触する決定をすることはできない。そのため、国の明文規定による減・免税項目の他、地方政府は自ら個人所得税の優遇政策を定めることはできない。

3月14日に広東省および深圳市の財政庁（局）、税務局は連名で「広東・香港・マカオグレートベイエリア個人所得税優遇政策に関する通知」（財税〔2019〕）を発表した。ベイエリア内で働く外国籍（香港・マカオを含む）の高度人材・不足人材に対し、中国と香港の個人所得税負担額の差額を補助した場合、補助部分は個人所得税を非課税とするもの。広東省内では、広州市、深圳市、仏山市、東莞市、珠海市、中山市、惠州市、江門市、肇慶市に適用される。補助の認定・方法については、広東省および深圳市の規定に基づいて行う。詳細な規定は後日発表されるだろう。本措置はもともと、深圳市の前海、珠海市の横琴、福建省の平潭で実施されていたもの。

---

## 四. 工業・信息化局

### 4.【展示センター建設にかかる周辺製造業企業への影響】

#### <背景・課題>

中国国内では年々人件費、家賃等が上昇し、労働集約型の製造業は事業継続のため、自動化や各種の合理化活動に努めている。しかし中には、価格競争力を失い、事業移転や事業撤収等を計画している企業も多い様子。事業活動の継続には非常に厳しい状況である。

深圳市宝安区においては、福海街道に世界最大の展示センターの建設（19年6月竣工予定）が着々と進められており、合わせて深圳空港第3ターミナル建設、高速鉄道、地下鉄などの交通インフラ整備や環境保全工事も進んでいる。隣接するエリアの製造業企業などは、今後どれくらいの地価高騰、人件費上昇を見込むべきか予想がつかず、非常に困惑している状況である。

#### <要望・質問>

市政府としては、今後、製造業をどのように展開させていこうとしているのか？また、工場移転計画などあれば開示頂きたい。

#### <回答>

##### 一、先端製造業を大いに発展させる

当市は引き続き「戦略的新興産業のさらなる発展加速に関する実施方案」を着実に実施し、次世代情報技術、ハイレベル設備製造、グリーン・低排出、バイオ・医薬、デジタル経済、新素材、海洋経済の7分野の戦略的新興産業に関して政策支援を強化し、質の高い資源の集積をけん引する。

##### 二、技術改造倍増計画の実施

技術改造の「倍増計画」を実施し、工業の効果的な投資に関する「26条」を拡大し、新たな重要な

技術改造・レベルアッププロジェクトを実施し、工業の基礎強化・短所克服プロジェクトを推進し、工業投資をさらに拡大する。

技術改造投資の補助・優遇政策を着実に実施し、企業の技術改造への費用投入を推進し、先端製造業の発展を加速する。当市の企業が工業についての基礎研究および技術的な困難克服を行うこと、先端製造業の技術センターと公共技術サービスプラットフォームを設立することを奨励する。

重点業界・企業・製品のブランドレベルアッププロジェクトを実施し、当市の工業企業の質的効率を向上し、企業のブランド向上を推進し、地域ブランドの建設を深化する

### 三、製造業企業の負担低減

「実体経済企業のさらなるコスト低減に関する若干の措置」を着実に実施し、制度的取引コスト、労働コスト、物流コストなどの多くの面で企業の負担をさらに低減し、政府部門と国有企業の民営企業および中小企業に対する遅延債務の返済業務を引き続き推進する。

電力コスト低減について、工業・商業電力コスト低減暫定便法を引き続き実施し、広東省の電力市場での直接取引に深く関与する。当市の電力供給における価格上乗せ現象を研究し、解決方法を提出し、一切の非合理的な価格追加行為を取り消す。

融資コストについて、20億元の中小・小型企業向け銀行貸付リスク補償資金プールを十分に利用し、各銀行、投資機関と中小企業の協力を強化し、担保貸付、少額貸付、ファイナンスリースなど各機関のサービスを発揮し、中小・小型企業の融資コストをさらに低減する。

### 四、企業の競争力向上を支援する

「企業の競争力向上支援に関する若干の措置」を積極的かつ着実に実施し、企業の当市での生産規模拡大や、生産効率の向上に一定の成果を上げた重点工業企業に奨励を与える。企業のイノベーション能力向上を支援し、研究開発費の税控除などの広く行き渡る施策を実施し、企業の研究開発投資拡大を推進し、企業の競争力を向上する。製造業イノベーションセンターなどのイノベーション媒体となる機関を設立し、産・学・研の共同イノベーションを促進する。産業協力交流プラットフォームを打ち立て、ハイテク産業交易会、中国電子情報博覧会、国際スマート設備製造博覧会などのレベルが高く影響力のある各業界の展示会を引き続き開催する。

### 五、インターネット、ビッグデータ、人工知能と先端製造業の融合を推進する

「スマート化」を方針とする企業の技術改良を強力に支援し、スマート化改良の典型事例を広く普及し、製造業企業の工業インターネット活用など伝統的製造業モデルの現代型製造業モデルへの転換を導き、製造業のデジタル化・ネットワーク化・スマート化発展の加速を推進する。融合発展を通じ、オーダーメイド、スマート化生産、ネットワーク協調、サービス型製造業などの新たなモデルを生み出し、新興産業を育成し、伝統的業界を改良・レベルアップし、製造業の質と効率を向上させる。

現時点で、工場移転計画は策定されていない。

---

## 五. 計画・自然資源局

### 5.【宝安区工業用地の開発計画】

#### <背景・課題>

宝安区新橋周辺で、工場用地と建物を村から賃借している。工場所在地は「工業用地の赤ライン」内にあるため、現状は移転指示などの懸念はないと考えている。

#### <要望・質問>

周辺地域の開発が進む中で、「工業用地の赤ライン」はこの先も保証されるのか。

#### <回答>

## 一、新橋東の開発計画について

現在、新橋エリアの大部分は古い工業地区であり、都市の再開発、土地整備などの方法を通じて、産業園地の整理や改良・レベルアップを行い、新たな産業集積エリアを建設し、土地利用効率を高めている。

新橋東地区の重点都市再開発エリアは既に計画に組み入れられており、該当エリアは市政府と国有企業が協力して開発する市レベルの再開発エリアである。用地面積は2.3平方キロメートルであり、宝安区の重点産業園地を建設、イノベーション型産業が主導し、産業の発展空間の広い、重点企業を狙いとする産業空間とする。

現在、宝安区都市再開発局は新橋東地区の重点都市再開発エリアの都市設計国際コンサルティングを行っており、2019年6月までに、該当プロジェクト案の作成や成果を高めるための業務などを完了する予定となっている。

## 二、工業レッドラインの実施について

2016年3月に深圳市政府が発布した「企業の競争力向上支援に関する若干の措置」に、産業エリアコントロールラインの策定を検討し、中長期的に市内の工業用地の全体規模を270平方キロメートルを下回らないようにし、都市建設用地に占める割合は30%を下回らないようにするという内容を盛り込んだ。

2018年8月に、市内の工業エリアラインの管理をルール化し、産業の発展空間を保障し、工業用地の集約利用レベルを高め、工業の構造展開・レベルアップを促進した。

深圳市は「深圳市工業エリアライン管理便法」を発布し、同時に工業エリアラインの範囲を示す図を公表した。工業エリアラインの図は「深圳市工業エリアライン管理便法」の一部であり、同様の法的効果を有する。

深圳市の工業エリアラインは273.43平方キロメートル、うち宝安区工業エリアの規模は74.43平方キロメートルである。深圳市は法律という厳正な方法により、エリアの産業の長期的発展に必要な空間構造に対し「制度保証」を打ち立てている。

現時点で、「工業用地の赤ライン」は保証される。

---

## 六. 住宅・建設局

### 6.【賃貸アパート市場の管理】

#### <背景・課題>

ワーカーが工場周辺の城中村にあるアパートに住んでいる。最近、「二房東」と称する転借人が、住民を追い出したり、家賃を大幅に値上げするなど、ワーカーの生活に大きな影響が生じている。

#### <要望・質問>

政府は本問題にどのように対策をしており、どのような施策を打ち出しているのか。

#### <回答>

城中村(都市の中の村)の賃貸住宅の問題について、深圳市の住宅建設局はすでに「住宅賃貸市場のルール化、住宅賃貸価格の安定に関する意見」を起草し、深圳市政府常務委員会の審議を通過しており、間もなく発布される。本規定の実施により、城中村住宅賃貸市場に対し、重点的に以下の業務を推進する。

一、政府の城中村の規模化改造の管理と指導。

賃貸企業の参入に合理的なルールを設置し、「政府、集団経済組織、賃貸企業」の協力と計画的導入、統一的計画、価格指導などの手段により、城中村規模改造を秩序的に推進する。

二、賃貸価格管理を強化し、家賃市場を安定させる。

城中村の家賃価格調査システムを完全なものとし、城中村家賃指導価格を編成し定期的に交付し、賃貸企業が指導価格を参考に合理的価格を設定するよう導く。

三、城中村の賃貸経営を専門化する。

賃貸企業は家賃の引き上げなどにより、物件所有者もしくは集団経済組織が契約解除により賃借人を追い出すよう誘引してはならない。賃貸企業は原賃借人の賃借需要を満足させなければならず、厳正に政府が制定する水道・電気価格を執行しなければならない。

四、城中村の住宅賃貸市場秩序整理にさらに力を入れる。

共同詐欺、不当な契約条項、家賃の引き上げ、敷金の控除、一つの物件の内部を仕切った多数への貸し出し、暴力的追い出し、脅迫などを行った賃貸企業、仲介組織、個人を厳重に取り締まる。

---

## 七. 生態環境局

### 7.【危険廃棄物処理】

#### 1、危険廃棄物の処理能力について

##### <背景・課題>

今年に入って、深セン市における危険廃棄物処理会社の処理能力が下がり、危険廃棄物の回収頻度が著しく下がった（以前は月に4回処理、今年の4月以降は月に1回処理）。そのため、社内の危険廃棄物倉庫に廃棄物が入りきれない状況が続いている。この状況を解決するために、広州、東莞、珠海、惠州まで廃棄物処理業者を探したが、十分な処理能力を持った会社は見つからなかった。危険廃棄物が大量に溜まって、環境安全リスクが高くなる。

##### <要望・質問>

危険廃棄物処理業社の増加や、処理能力の向上をお願いしたい。

#### 2、危険廃棄物の業者について

##### <背景・課題>

(1) <中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法>の第五十七条によると危険廃棄物は資格を有する業者経由で処理しなければならないとされている。しかし、深セン市の実情としては危険廃棄物処理資質を有する業者が少なく、企業側が完全に不利な立場にある。業者の言いなりにならざるをえない状況。

(2) 第五十八条によると危険廃棄物の放置は国の環境保護標準に基づいて防護策をとらなければならないとされている。しかし、現状では企業がルールを守って処理することが上述の通り難しい状態である。

(3) 危険廃棄物の処理費用は参考になる基準価格が存在しないため、業者の言い値で契約せざるをえない。結果として高いコストを負担させられてしまうこととなる。また、契約交渉すら受けてくれない廃棄業者もいる。

##### <要望・質問>

上記の通り危険廃棄物処理がスムーズに出来ない状況の中で、先日、安全生産監督管理事務署の監査で社内に一時保管している危険廃棄物について早期に廃棄処理するようにとの指摘を受けた。対応策が無く非常に困っている。

#### <回答>

深圳市に危険廃棄物を扱う企業は 10 社ある。経営範囲は「国家危険廃棄物リスト」(2016 年版)にある 46 種類の危険廃棄物分類のうち 41 種類にわたり、処理能力は年間約 61 万トンである。そのうち、危険廃棄物の処理(処理設備もしくは基地を持つ)企業は 5 社ある。現在、深圳市の危険廃棄物焼却処理能力および鉛蓄電池、重金属汚泥などに分類される廃棄物の処理能力は大幅に不足している。

深圳市は重金属汚泥と鉛蓄電池の総合的利用・処理設備の建設条件を備えておらず、周辺都市の既存の金属冶金施設に頼り、共同処理をしなければならない。深圳市は現在、2 つの危険廃棄物処理プロジェクト建設を行っており、プロジェクト完成後は市内の危険廃棄物処理能力および焼却能力の不足を補うことができる。

固体廃棄物環境汚染防止法により、深圳市では既に市をまたぐ廃棄物移転の審査を廃止した。広東省には現在、117 社の産業廃棄物処理業者があり、深圳市の企業もこれらの業者を利用することが可能。広東省固体廃棄物環境情報化管理プラットフォームに申請・登記し、法律に基づき分類管理、申請登録制度、規範的貯蔵制度、移転契約制度を実行する。広東省内の危険廃棄物取り扱い業者の名簿は広東省生態環境庁のウェブページで検索することができる。

「広東省固体廃棄物環境汚染防止条例」(2019 年 3 月 1 日実施)第四十三条、第四十六条により、危険廃棄物生産組織が危険廃棄物を一時的に貯蔵する必要がある場合は、国の環境保護標準に符合した防護措置を取らなければならない。貯蔵期限は 1 年を超えることはできない。かつ、所在地の県級以上の政府の生態環境主管部門に、一時貯蔵の期間、場所、防護措置の内容を報告しなければならない。危険廃棄物を大量に生産する企業・事業単位およびその他の生産経営者について、自ら廃棄物の再利用・処理設備を建設することを奨励する。

中央政府による、広東省に対する環境保護に関する査察において、危険廃棄物の処理費用が高額で、有効にコントロール・管理されていないとの指摘があった。広東省発展改革委員会は 2018 年 11 月に各市の発展改革部門に対し、「広東省発展改革委員会の危険廃棄物処理価格管理の強化に関連する問題に関する通知」を發布、各地の価格主幹部門は固体廃棄物、特に危険廃棄物の管理・監督業務を特に重視し、危険廃棄物価格管理の主体的責任を強め、関連の価格政策の制定に関する検討を加速し、合理的に費用徴収基準を定め、危険廃棄物価格管理の長期的に有効なシステムを建設するよう指示した。

2019 年 1 月、深圳市発展改革委員会の価格管理部門は広東省の要求に応じ、生態環境部門と共に危険廃棄物処理企業の費用徴収問題について研究した。問題解決への意見と措置を迅速に提出する。

深圳市としては市内の処理業者と座談会を開催し、サービスの向上や合理的な価格設定を指示することができる。

---

## 八. 生態環境局

### 8.【汚染物排出量の測定頻度について】

#### <背景・課題>

2018 年 10 月 25 日に財務部、税務総部、生態環境部より発行された<環境保護税の汚染物課税適用範囲など関連問題を明確化することに関する通知>について、環境保護税の徴収に関わる適用基準、減免対象、汚染物排出量のモニタリング・計算方法などが明確化された。このうち、第三条の(二)にある汚染物排出量のモニタリング・計算方法で三ヶ月に一回委託測定データをとることになっている。これまで、年に一回測定だったものが、今後は三ヶ月に一回測定することになりコストが上昇する。測定から結果が出るまで約一月必要のため、三ヶ月に一回は測定頻度が高いと感じる。



### <要望・質問>

- (1) 政府から測定のための補助金を出すなど、企業のコスト負担軽減を検討して欲しい。
- (2) 半年に一回測定にするなど、頻度を軽減して欲しい。

### <回答>

測定および情報開示は企業の法的義務となっている。価格については政府のガイドラインがあり、法外に高額なわけではない。負担軽減のための補助金制度の策定などは難しい。また、測定頻度についても法律で定められているため、変えることは難しい。深圳市としては、企業からの質問に答えたり、コンサルティングサービスを行うなどの協力ができる。

財政部、税務総局、生態環境部が共同で発布した「環境保護税納付汚染物の明確化などの問題に関する通知」において「納税者は委託測定方式により、規定の測定期限内において当月の測定データがない場合、直近の測定データを使用し汚染排出量による納税額を算出することができる。ただし、四半期をまたいで観測データの使用をすることはできない」とされている。当局は地方の法執行部門であり権限に限りがあるため、納税に関する汚染データ測定の頻度に関する規定を修正することはできない。

その他、もし納税者が、自ら国の規定と測定範囲を満たす汚染物自動測定設備を導入した場合、自動測定データを優先的に使用し納税に関する汚染物排出量を計算することができる。深圳市ではすでに920社が自動測定設備を導入し、環境保護部門とネットワークを連結している。うち、排水に関してが857社、廃棄に関してが63社である。

---

## 九. 消防局

### 9.【危険化学品倉庫(甲類)の消防検収について】

#### <背景・課題>

今年に入って、政府による危険化学品(甲類)倉庫への安全審査が非常に厳しくなっている。企業が技術上、インフラ上、管理上など完全に法律法規を満たしたとしても、甲類倉庫として消防検収を取得できない。結果として中間倉庫として管理する事しかできない。中間倉庫の危険化学品の保管量は一日分のみ可能とされている。一日分しか保存できないため、化学品を毎日購入する必要があり、運送費用及び管理費用が増加し、コスト上昇要因となっている。輸入化学品について、通関等のトラブルで入荷遅延する場合もあり、1日分の在庫では対応できず、生産停止となってしまう恐れがある。

#### <要望・質問>

法律法規を満たす危険化学品倉庫であれば、甲類倉庫として消防検収を許可して欲しい。

#### <回答>

危険化学品は易燃性、易爆性、有毒・有害などの特徴を有し、ひとたび事故が発生すればその被害は甚大なものとなる。危険化学品の貯蔵に関する安全問題は、都市の安全予防・コントロール業務にとって重要なものである。危険化学品倉庫(甲類)は特に重要であり、消防審査において「建築設計防火ルール(GB50016-2014)」の甲類倉庫に関する設計・建設条件を満たす必要がある。

「建設・設計防火ルール」の3.5.1条にあるとおり、甲類倉庫同士、もしくはその他の建築物、炎あるいは火花を発生する場所、鉄道、道路などとの防火距離は同条の規定を下回ってはならない。危険化学品倉庫(甲類)は工場建物の中あるいは工場建物のそばに隣接して設置してはならず、少なくとも12メートルの防火距離を保つ必要がある。

危険化学品倉庫(甲類)が、工場建物の中あるいは工場建物のそばに隣接して設置される場合、中間倉庫とみなされる。「建築設計防火ルール」の3.3.6条では、工場内に中間倉庫を設置する際の基準を以下の通りとしている。1. 甲類中間倉庫は外壁に寄って配置し、貯蔵量は1昼夜に必要な量を超えてはならない。2. 甲類中間倉庫は防火壁を使用し、耐火限度が1.50hを下回らない不燃性の板によりその他の部分と隔てられなければならない。

---

## 十. 消防局

### 10.【建築物用途の標準及び管理について】

#### <背景・課題>

「建築物防火設計ルールGB50016-2014」に基づき、安全部門が委託した機関から、生産エリアと倉庫エリアの間に間仕切壁が必須と指示された。しかし、検査員の力量にばらつきがあり、同じ場所を見てもそれが生産エリアであるか、倉庫エリアであるか判断が異なることがある。

生産効率化のため、生産エリアの中に部品荷姿変換場を設置し、そこに1~2時間分の部品を置いて生産ラインに供給するため、部品の数を数えて必要な組み合わせでキット箱に移しかえる作業をしているが、生産エリアと物流エリアの基準が不明であり、部品荷姿変換場が倉庫とみなされてしまった。

生産1~2時間分の部品置き場を倉庫とみなされると、生産エリアとの間に耐火壁を設置しなければならず、部品のラインへの供給が制限されて生産への影響が大きい。

#### <要望・質問>

(1) 生産エリアと倉庫エリアのいずれに分類されるか、基準を明確にしてほしい。

(2) 生産効率の良い生産ラインの考え方を理解し、部品荷姿変換場を生産エリアとして認めて欲しい。

#### <回答>

当局は他の組織に企業に対する検査を委託しておらず、また企業からこのような問題が提出されたこともない。

「建築物防火設計ルール」3.3.10条では、物流建築の防火設計は以下の規定を満たす必要がある。

1. 建築物の機能が仕分け、加工などの作業を主とするとき、本ルールの関連工場の規定を適用する。
2. 建築物の機能が倉庫を主とする、あるいは主要機能の分類が難しい場合、本ルールの倉庫の規定を適用する。

ただし、仕分けなどの作業エリアが防火壁により完全に隔てられている場合、作業エリアと貯蔵エリアの防火についての要求は、本ルールの工場と倉庫の規定による。

建築物の用途が上記2つの状況に符合する仕分けなどの作業エリアの場合、ルールに基づき使用用途を工場と認定することができる。

---

## 十一. 住宅・建設局

### 11.【低価格分譲住宅と低賃料公共住宅について】

#### <背景・課題>

高額な住宅価格を背景に生活面では、若者たちは多大なプレッシャーを抱えている。特に低価格分譲住宅と低賃料公共住宅の軒数は応募者の数を大幅に下回っているため、申請がなかなか通らないのが現状である。

<要望・質問>

企業側にとって人材の安定的確保にむけて、低価格分譲住宅と低賃料公共住宅の軒数を増やして頂きたい。

<回答>

2018年8月に深圳市は「住宅制度改革の深化、多様な主体による供給ルートの建設による賃貸・購入による住宅供給と保障システムに関する意見」(深府規[2018]13号)を発布した。主な内容は以下の通り。

一、2018年から2035年まで、各種住宅170万件を新たに建築し、うち高度人材向け住宅、低所得者向け住宅および工場賃貸住宅の総量を100万件以上とする。

二、全面的に高度人材定住プロジェクトを実施し、高度人材定住政策システムを完全なものとする。資金補助、高度人材住宅の賃貸・販売、家賃免除などの各種方法を通じ、各種人材の住宅問題を解決する。資金補助を強化し、市場を通じた住宅問題の解決を支援する。高度人材の定住措置をさらに進める。

三、住宅建設の統一・集中に力を入れる。都市再開発の新たな配置、許可が下りているが建設がされていない用地など、6分類15種類の住宅建設の統一ルートを提出する。

---

**十二. 公安局交通警察局**

**12.【無断駐車の問題】**

<背景・課題>

福永大道の自動車の違法駐車問題が深刻である。大型トラックの会社への出入りにも影響が生じている。長年、関連部門に解決策を求めているが、徹底的な解決に結びついていない。

<要望・質問>

関連部門に福永大道の違法駐車問題を解決して頂きたい。

<回答>

現状:管轄エリアの交通警察は一貫して福永大道の違法駐車を取り締まりを重視している。2018年4月から9月まで、福永大道の駐車取り締まり件数は437件、10月から現在までは679件となっている。該当区間の取り締まり件数は一日20件前後から10件前後にまで低下しており、交通秩序は明らかに改善している。

しかし、マンパワーの問題もあり、その他のエリアの交通管理も必要であるため、特定のエリアだけを24時間監視することはできない。そのため、一部のドライバーは交通管理員とゲリラ戦を行い、該当エリアに違法駐車が出現する原因となっている。かつ、福永大道は現在、福永河水環境総合改善プロジェクト、福永下水道浚渫清掃および修復総合改善プロジェクトを行っており、道路の通行に一定の影響を与えている。

今後の措置:福永大道の違法駐車が企業の車両通行に影響を与えている問題について、管轄エリアの交通警察は既に街道の交通安全委員会、交通管理所等に連絡をし、企業の出入口の表示、路

面標示、横断歩道などを整備している。今後、街道の交通安全委員会と連携し、該当エリアの駐車違反取締カメラを設置し、駐車違反車両を撮影する。同時に該当地域へのパトロールと取り締まりを強化し、このような状況の根絶を目指す。

---

### 十三. 人力資源・社会保障局

#### 13.【社会保険料の徴収について】

##### <背景・課題>

「国税・地方税徴収体制改革方案」などにより、企業従業員の社会保険料につき税務局が徴収することになったと理解している。しかし、深圳市税務局による「事業単位社会保険および城郷住民基本養老保険の徴収機関に関する公告」〔2018年第18号〕では、事業単位および都市・農村住民については税務局による徴収が行われると明記されているが、企業は含まれていない。

##### <要望・質問>

企業従業員の社会保険料についても2019年1月1日から税務局が徴収をするのか？関連の通知などは出されているか？

##### <回答>

国、省、市の関連規定に基づき、深圳市の事業単位の社会保険料と都市住民基本養老保険費の徴収・管理の権限は、2019年1月1日に税務部門に移管されている。今後、深圳市は国の企業およびその他の社会保険料徴収・管理責任の移管の精神・要望に基づき、共産党・国务院の決定を着実に実行する。

---

### 十四. 人力資源・社会保障局

#### 14.【最低賃金の動向について】

##### <背景・課題>

2018年は最低賃金が2200元に上昇した。

##### <要望・質問>

2019年の最低賃金引き上げ予定や引き上げ率について、情報があればご提供いただきたい。

##### <回答>

「最低賃金規定」および「深圳市職員賃金支払条例」により、最低賃金は深圳市労働部門が、深圳市の国有資産管理部門、総工会、総商会と検討・確定し、市政府に許可を申請する。最低賃金は2年ごとに少なくとも一度改定する。

現在、当局は最低給与基準の実施効果の動態評価業務を行っている。深圳市の企業と職員を調査し、最低給与基準の企業の生産・経営と職員の生活に対する影響を分析し、企業の経済状況と受け入れ能力を十分に考慮する。同時に雇用測定データも参考にする。

最低賃金基準と一人当たりGDP、平均賃金、住民最低生活保障基準、住民消費価格指数(CPI)、重点産業の成長状況などの指標を比較し、かつ産業の発展状況を考慮し、収入レベルの増加と労働生産性の向上を互いに適度なものとし、穏健・妥当・周到・慎重を堅持するという原則により、総合的に各面の要素を考慮・衡量し、最低賃金基準を改定する。

## 十五. 人力資源・社会保障局

### 15.【総合労働時間制について】

#### <背景・課題>

深圳市の製造業は従来「企業の不定時工作・総合計算工時工作制度実施に関する審査弁法」などの関連法規に基づき、総合労働時間（総合計算工時工作制）の採用が許可されてきた。しかし、2017 年から、条文に例示されている鉄道、航空、漁業や地質・資源探査、建築、旅行等を除き、総合労働時間の採用が認められなくなった。上海市、大連市などの他地域では現在も製造業でも許可されている様子。

#### <要望・質問>

深圳市でも再度、製造業も同制度の対象となるようにしていただきたい。

#### <回答>

我が国の労働時間制度は、一貫して標準労働時間を主としており、特殊労働時間制度は補助的なものである。「中華人民共和国労働法」は標準労働時間を規定すると同時に、一部業種の企業の生産の特徴を考慮し、特殊労働時間制度を規定している。特殊労働時間制度は標準労働時間制度と異なり、特殊状況でのみの適用を対象としている。そのため、多数の企業の労働者に適用する制度にはできず、またしてはならない。

深圳市の特殊労働時間審査・管理業務において、元・労働部が1994年に発布した「企業の不定時労働制と総合労働時間制の実施審査便法」（労部発〔1994〕503号）、元・広東省労働保障庁が2009年に発布した「企業の不定時労働制と総合労働時間制度の実施審査・管理便法」（粵勞社発〔2009〕8号）などの規定が基本的に遵守されている。

特殊労働時間制度の実施は労働者の報酬、休息・休暇の権利、心身の健康に直接の影響を及ぼす。そのため、国の人的資源・社会保障部、広東省人的資源・社会保障庁は各地の人的資源行政部門に対し、一貫して特殊労働時間の適用範囲の厳格なコントロールと、乱用による労働者の合法的権利の侵害防止を要求してきた。

深圳市は長年にわたり、国・省の関連規定に厳格に照らし、特殊労働時間審査業務をおこなっており、指導を通じて管理を厳格にし、監督・管理と法執行を強め、標準労働時間を主とし、特殊労働時間を補助とする企業労働時間管理モデルを打ち立て、企業の良好で健康な発展と関係労使関係の安定を促進してきた。

製造業企業に対し、深圳市は2009年に「深圳市の不定時労働制と総合労働時間審査・管理業務試行便法」を発布した。その中で、エネルギー・原材料の供給条件に制限があり、均等な生産が難しい場合、外部要因により生産が不均衡な場合、週、月、四半期、半年、年を周期とする総合労働時間制度を許可することができる、とされていた。しかし、同便法は2017年に失効しており、製造業企業への総合労働時間制度の適用根拠はなくなっている。

現在の基準となっている、元・労働部の「審査便法」は審査基準、審査条件、実行期限、自己管理などの面で、規定が不十分もしくは停滞している部分があり、審査実務に困難が生じていた。特殊労働時間審査・管理業務を推進し、社会の安定を促進するため、長年にわたり当局は人的資源・社会保障部に「審査便法」の修正を求める建議を行ってきた。深圳市は2018年5月に人的資源・社会保障部は深圳市で国家特殊労働時間管理改革試験業務を行うことに同意した。今後、我々は改革試験業務の状況を組み合わせ、人的資源・社会保障部の立法手続きの加速を推進する。労働者の権利

保護と企業の健康な発展の促進を統一させるという原則を堅持し、企業の雇用行為を厳格にルール化し、労働者の合法的権利を確実に保護する。同時に市場競争の下での企業の労働時間制度の弾力性を適度に増加し、企業の管理レベルと競争能力を向上させ、企業の良好で健康的な発展の客観的な需要を促進させ、両者の利益の総合的なバランスを取り、労働関係の安定を維持する。

現在の政策・規定に変更がないという状況の下、我々は積極的に企業の労働時間制度に対する指導を強化し、シフト制などの精緻な管理を通じて生産経営のニーズを満足させる。

---

## 十六. 人力資源・社会保障局

### 16.【米中貿易摩擦による雇用情勢への影響について】

#### <背景・現状>

米国による関税引き上げなど、不確定要因が増加している。

#### <要望・質問>

深圳市における最近の失業率の動向や、今後の見通しなど。

#### <回答>

2018 年末時点で労災保険参加者は前年比 3.6%増の 1,140 万 3,800 人、都市新規就業者数は累計 10.9 万人、都市登録失業率は 2.31%、「就業者なし家庭」はゼロを維持した。

当局の観測対象である 632 社の米国向け重点企業の、2018 年下半期の社会保障加入者数は 57~60 万人の間で安定しており、全体的な雇用状況は正常で労使関係も安定してコントロールされており、30 人以上の労使紛争は発生していない。深圳市の労働力の需給は基本的にバランスしており、企業の雇用構造は合理的で、就業状況も安定しており、米中貿易摩擦は当市の就業状況に対して明確な影響は生じさせていない。

以上

本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

※禁無断転載